

# ホームレス自立支援の公共性に関する検討

武 田 英 樹

美作大学・美作大学短期大学部紀要（通巻第62号抜刷）

## ホームレス自立支援の公共性に関する検討

A study on the public nature of supporting homeless people  
to be independent

武田 英樹

### 要 旨

本研究の目的は、ホームレスの自立支援に対するフォーマル・サービスおよびインフォーマル・サポートの正当性、妥当性について、公共性の概念を土台に検討することである。検討にあたり、まずは近年、展開されている公共性の概念について整理する。次にホームレス自立支援における社会政策の在り方について人権に関連付けて論究する。続けてホームレス自立支援の正当性について、功利主義への批判的視点、ロールズの正義論、センの潜在能力アプローチ、自己責任論への批判的視点などに焦点を当てて検討した。

---

キーワード：ホームレス、自立支援、公共性、正義論、潜在能力アプローチ

---

### 研究の視点

地方分権一括法が制定されて以降、地域福祉という用語が賑わっている。その中で“公私の連携”や“官民の協働”による等という表現も政策に用いられている。これらは、国家・官僚による個人・民間・市場の統制を緩和する「官から民へ」の動きであり、逆の立場からすれば、個々人が公共的ルールの形成に参加する「私から公へ」の動きとされる<sup>1)</sup>。今後はこの公共的ルールの形成、またルールの行使における公共性のあり方が明確にされていくことが重要である。明確とは市民が理解し、納得できる哲学的またはエビデンスに基づく政策が包み隠されることなく情報開示され、実施、評価されるということである。今後の社会政策はこの公共性なくしてその実施は意味をなさないであろう。なぜならば、日本においては、既に行政主体による行政主導型の政策展開は限界をきたしている。そして、「官」ではない、新しい公共性に頼らざるを得ない状況にきているといえるからである。

さて、小論の目的は、ホームレスの自立支援に対す

るフォーマル・サービスおよびインフォーマル・サポートの正当性、あるいは妥当性について、公共性の概念を土台にアプローチを試みることにある。検討にあたり、まずは近年、展開されている公共性の概念について整理する。次にホームレス自立支援について、公共政策と人権に関連付けて検討する。続けてホームレス自立支援の正当性について、功利主義への批判的視点、ロールズの正義論、センの潜在能力アプローチなどを用いながら論究する。続けて、自己責任論への批判的視点から自立支援の正当性を検討する。

### 1. 公共性の概念

まずは公共性についての今日的研究の系譜を辿ることにより、概念的理解に努める。公共性の概念について英語で表現すると public となるが、その意味を大別すると「①一般の人々にかかわる、②公開の、③政府や国」の大きく分けて3つ意味があげられる<sup>2)</sup>。新社会学辞典（有斐閣：2000）によると、公共性とは一般に、「私的なものに対比される公的な性質や価値」

をいい、日常では「公権力にかかわる事柄が公共性と規定され、政府や行政などの公権力の活動を正当化する論理」として用いられることが多い。日本では、『『公共の福祉』を目的とする社会的価値、社会的有用性を公共性と呼ぶことが多い』とされている。現代社会福祉辞典（有斐閣：2003）では「国家に代表されている公的領域と家族・個人に代表される私的領域との間の中間的領域を構成する概念」とされ、公共性をめぐる現代的課題として「異質性を相互承認しつつ討議を基礎として合意形成していく新たな社会的実践の創造」とされている。さらには「新しい公共」として「政府セクターに加え民間セクターや市場セクターなどのさまざまなセクターの協同による、公益的（common）で誰に対してでも開かれた（open）活動、もしくはそれによって構築された動的な社会空間」などもいわれている。

また、日本で脚光を浴びている学問に公共哲学がある。この概念は1950年代にW. リップマンによって提唱され、1980年代以降に英語圏を主とした社会学者や政治学者によって用いられ始めた学問である。山脇はこの学問の簡潔な特徴づけとして「国家や政府を『公』と企業の経済活動を『私』とみなす従来の公私二元論に代わり、国家や政府によってのみならず、国家と家庭の中間領域における『人々（＝民）の社会活動』によっても『公共性』が担われるという言わば三元論的なパラダイムをコアとして、政治、経済、その他もろもろの社会現象を、理念的かつ経験的に考察していく学問」とし、従来の「パブリック」と「政府」を同一視する学問とは異なる社会認識に立つ学問と表現している<sup>3)</sup>。

欧米で「公共性」の概念が論議され始めたのは、アーレントの「人間の条件」（1958）とハーバーマスの「公共性の構造転換」（初版1961、第2版1990）がきっかけとされる。アーレントは、「公共的 public」として「万人によって見られ、開かれ、可能な限り最も広く公示される」と「世界そのもの—世界とは、私たちすべてに共通するもの」と2つの意味づけを行っている<sup>4)</sup>。ハーバーマスは、公権力としての国家に対抗す

る市民の公論を見だし、「市民的公共性」という図式を出した<sup>5)</sup>。これは「公権力に対する批判的領域」<sup>6)</sup>を基本としている。彼は「公共性は、会議や裁判の形をもとりうる対話と、戦争であれ闘技であれ共同の行為とにおいて成立する」<sup>7)</sup>と述べている。また、市民的公共性は一般公開の原則をとらない、一定の集団をもとと排除した公共性は、そもそも公共性とはいわない<sup>8)</sup>とも述べている。しかし、ここでいう主な担い手はブルジョワジーであり、それ以外の人びとはそもそも市民という概念からは排除されていた。

これらの論議の中で、政府以外の活動は私的領域とする公私二元論から「政府（官）の公」・「人々（民）の公共性」・「私的経済活動」の三元論への修正が促されたことは公共性の概念を巡る展開として注目すべき点である<sup>9)</sup>。公共性は私たちを包摂するものではなく、上位のものでもなく、私達の（間）に位置するものである<sup>10)</sup>。

また、国家による社会保障論の展開はヘーゲルに始まるとされる。山脇は、そのビジョンを公共哲学的観点から「自由と公正を保障するところの理にかなった公共性と最低限の生活保障は、『無限の内面性という次元を持つ人々（民）が最終的に承認する立憲国家』によって実現され、『優秀な官吏が支える政府の公』がそれを具現化する」<sup>11)</sup>と解いている。

これらの論議から理解できるのは従来の一般的解釈である「公共＝国家・政府」的な見方で公共の概念は捉えきれない社会になってきている。そして、少なくとも「公」と「公共」は区別されるべきであり、公共性とは「国家や政府」でも「個人の私的なもの」でもない、その中間に位置するものと理解できる。またヘーゲルによる社会保障論では“無限の内面性という次元を持つ人々（民）が最終的に承認する立憲国家”に公共性をみることができるとは、その行使者は政府とされている。近年の公共性の概念では、行使者にも民が含まれているという相違点において、歴史的経過のなかで論議の発展的展開をみることができるとは、その行使者は政府とされている。近年の公共性の概念では、行使者にも民が含まれているという相違点において、歴史的経過のなかで論議の発展的展開をみることができるとは、その行使者は政府とされている。

これに関しては近年注目を集めつつあるシティズンシップやローカルガバナンスの議論も関連が深いと考

える。

## II. ホームレス自立支援と人権

ここでは、ホームレス自立支援に関する社会政策の経過を踏まえつつ、ホームレスの人権について明確に位置づけることで、後述するホームレス支援の公共性や正当性へと繋げていきたい。

### 1. ホームレス問題と社会政策

1990年代、ホームレスが急増し、地域住民とのトラブルや若者からの襲撃事件などが各地で起こり、ホームレス問題が社会問題として国民、行政に認識されるようになった。1999年2月には厚生省、労働省（現・厚生労働省）を中心に建設省（現・国土交通省）、自治省（現・総務省）等の関係省庁及び関係地方公共団体により、「ホームレス問題連絡会議」が設置され、1999年5月、「ホームレス問題に対する当面の対応策について」をとりまとめた。1999年7月、同省は「ホームレスの自立支援方策に関する研究会」を設置し、具体的な自立支援方策の検討を行い、2000年3月に報告書を発表した。

2000年11月には「ホームレス自立支援事業の実施について」（2001年11月13日、社授第2500号、厚生省社会・援護局長通知）により、「自立支援事業実施要綱」を定め、ホームレスの就労支援に本格的に取り組み始めた。2000年度に東京都、横浜市、大阪市らにホームレス自立支援事業として運営費補助を行うとともに、地方公共団体が行う緊急一時的な事業に助成を行った。その他、ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）やホームレス能力活用推進モデル事業について2001年度予算に盛り込んだ。

生活保護の適用については2001年3月の厚生労働省社会・援護局主管課長会議において、「ホームレスに対する基本的な生活保護の適応について」のなかで「居住地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものではない」と改めて考え方を示した。

そして、2002年8月、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下、ホームレス自立支援法）

が公布、施行された。

2003年7月と2008年7月にホームレスの自立の支援等に関する基本方針を策定した。地方公共団体においては、この基本方針等に即して、必要に応じ、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するための計画（以下「実施計画」という。）を策定しホームレスの自立の支援等を行ってきたところである。

本法律は10年間の時限立法であったが法の期限が2012年年6月には、5年間延長された。これにより、法に基づく基本方針が策定され、総合的な施策の推進を図られているところである。

しかし、近年ではネットカフェ難民など、本法でいうホームレスには必ずしも該当しない新たな貧困の形態が明らかになり、事実上、ホームレス状態にある者の自立支援を本法のみで対応することは困難となっている。

### 2. ホームレス自立支援法と人権

ホームレス自立支援法は、第1条に「ホームレスの人権に配慮」、第3条3号に「国民への啓発活動によるホームレス人権の擁護」等が規定することにより、ホームレスへの人権を明確にし、憲法上の根拠を第25条の生存権に求めている。

国際人権の観点からは、ホームレス問題は日本のみに限らず、途上国はもとより他の先進国でも起こっている。1948年、世界人権宣言では「衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び福祉に十分な生活水準を保持する権利」が謳われている。さらに1996年、国際人権規約A規約を例にとっても「自己及びその家族のための相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準について」の権利を認めている。

加えて、国連人間住居委員会は1987年、「2000年に向けての世界住居戦略」を採択し、1996年、第2回国連人間住居会議ではイスタンブール宣言やハビタットIIアジェンダを採択し、ホームレスへの住宅供給の必要性についても言及した。周知のとおり、日本も国際法上の諸規準を批准しており、国内法において具現化していくことは、国の責務といえるのである。

周知のとおり、憲法第 25 条は「すべての国民」の生存権を保障している。しかし、現実社会においては、A 市民、B 会社員などといった何らかの属性付きの国民として我々は存在し、その属性によって便宜や保護を受けている。国民としての権利を行使したいと望みながらも、それが叶わず路上生活を余儀なくしているホームレスが存在しているとすれば、それはその「属性を剥がされた国民」という存在になる。憲法上、生存権保障には「国民」以外のどんな属性も必要ないはずである。

### Ⅲ. ホームレス自立支援の正当性

#### 1. 功利主義への批判

個々人にとっての効用・厚生・幸福・福祉などをキーワードにした学問に功利主義というものがある。これは社会の幸福を社会的集計値において最大化すること謳う論理である。確かに幸福の最大化を謳うと公共性にも満ちた思想のように思える。しかし、この功利主義に対しては以下の 4 点が指摘されている<sup>12)</sup>。

- ① 効用や幸福の最大化のみが考慮されている。
- ② 集計値のみが評価の対象であり、個人間の分配の平等や不平等が考慮されていない。
- ③ 集計値の一元的評価主体が想定されていて、異なる個々人の立場からの社会選択の過程が無視されている。
- ④ 人々の効用を基礎とすることは、不利な環境に適応する諦念や他人に対する嫉妬や悪意を含む判断をもたらす。

例えば、近年、地方自治体で策定されている障害者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、地域福祉計画などの社会政策において、数値的に多くの効果が期待できる項目（最も問題でニーズが高いとされる項目）の達成のために、暗黙の枠組みが設定され（多くは財政的なキャパ）、少数派の項目、問題が顕在化してはいる（または顕在化しつつある）が解決困難なものなどは、議論の俎上に乗る以前で意図的に除外するといった功利主義的な誘導が行われてはいないだろうか。

例えば、ホームレス問題は、市民によるホームレス

に対する偏見が根強い。さらに日本人特有の「ウチとソト」、「仲間意識」、「異界」等の意識は、市民のホームレス当事者に対する問題意識を希薄化させ、市民としての平等な扱いが妨げられる要因となっていることも否めない。よって、市民にとってホームレス状態にある者に対する支援は、優先度の低い問題に設定される可能性がある。このような環境下において、例えば政策立案において公共の場に示される前段階で意図的な選別による排除、あるいは低位の優先順位といったことが行われても、市民は気づかない、またはその行為を容認してしまう可能性がある。この場合、社会政策上において公共性という名のもと、社会的排除が実行されることを意味する。

#### 2. ホームレス自立支援における正義論的公共性

このような功利主義を批判したのはロールズの正義論である。ロールズは「各個人は正義に基礎を置く不可侵性を持ち、社会全体の福祉といえどもこれを侵すことはできない。このため、ある人々が自由を失っても、他の人々がそれよりも大きな善を受け取るならば、自由の喪失は正当化されるということを、正義の観念は否定する。少数者に負わされた犠牲よりも、多数者によって享受される利益の合計の方が大きければよいということを、正義の観念は許容しない。したがって、正義の社会では、平等な市民の諸自由が確立されていると見なされ、正義の観念によって保障される権利は、政治的取引や社会的利害計算の対象にならない」<sup>13)</sup>と述べている。

この正義論は次の二つの原理からなる<sup>14)</sup>。

第 1 原理として、各人は、すべての人に対する同様な自由のシステムと両立する、もっとも広範で全体的な平等の基本的自由のシステムに対する平等な権利を有する。次に第 2 原理として、種々の社会的・経済的不平等は、以下の両方を満たすように設定されなければならない。(a) 正義に適った貯蓄の原理と矛盾しない限度で、もっとも恵まれない者たちが最大の利益を受けられるようにし、そして、(b) 公正な機会の平等を充たす条件の下で全ての人に開かれている職務と地



位に伴うかたちで。

この正義論は本質的には保険理論である。もし、何らかの事故に直面し、ホームレス状態になった人々は協同の仕組みによって救済され、そのような人々さえこの社会が“生きるに値するものとして”、“自尊を保持する”ことができる<sup>15)</sup>。その掛け金が保険料か税金かの区別は問題ではなく、むしろ税金を負担の一方的な移転とみなすことを適切としない<sup>16)</sup>。さらに社会保障は、最も恵まれない人々や社会的弱者が遭遇するリスクに対するセーフティー・ネットであり<sup>17)</sup>、「公正な社会における社会保障制度は、公正な社会的協同への参画を可能にする平等な自尊の確立を目的<sup>18)</sup>としている。

さらに、塩野谷はロールズの正義論における社会保障は、事後的対応による最低限の保障に留まらず、「人間の能力の拡大すなわち生の機会の拡大とその成果の達成に向けて積極的に貢献すべきである」とし、「社会保障の機能をセーフティー・ネットからスプリングボードへと変換させる」、「ポジティブな社会保障」と解している<sup>19)</sup>。

すなわち、ホームレス自立支援は他の社会問題と同様に実行されなければならない。支援の必要性はホームレス状態にある者の数は問題ではない。当然、多数派の一般市民の効用を目的とした排除はその根拠を否定する。そして、自立支援はホームレス状態にある者に生きる価値を保障する。さらに市民に対し、自立支援の正当性を提示する。敷いてはホームレス状態にある者の自尊心を高め、地域社会への参画の機会を保障し、彼らの生活過程、社会過程の拡大へと繋げるものである。

### 3. ホームレス自立支援とセンの潜在能力アプローチ

次にセンの潜在能力アプローチから論考を試みたい。センはロールズの平等論の限界を示す中で、重要なのは財の所有ではなく、その財をどう活用するかに関する能力や環境であるとし、基本的潜在能力の平等を提議した。そのアプローチの特徴は「ひとが所有する財の【富裕】や快樂ないし欲求充足の指標である【効用】」

ではなく、「ひとの生き方・あり方（機能）の【善】の指標」で福祉を捉える点である。よって、福祉へのアプローチは「富裕の市場評価よりも、思想や内省に優先度を与える」<sup>20)</sup>。センが解くひとの潜在能力とは、「彼／彼女がそのなかで選択の自由を行使できる機能の束の集合のことである」<sup>21)</sup>。センは潜在能力の指標化は難点のひとつとしながらも、その例として、「栄養補給の必要量を摂取する能力、衣服を身にまとい雨風をしのぐための手段を入手する資力、さらに共同体の社会に参加する権能」等をあげている<sup>22)</sup>。ホームレス状態にある者をこれらに照らし合わせると、多くは現代社会のそれと比較して逸脱した「孤独な」状態にあるし、これらは社会が平等に機能してはいない問題点を浮き彫りにしてくれる。

この潜在能力集合は①生産・分配・消費の社会的ネットワークに依存している、②社会が備えるインフラストラクチャーと社会習慣に依存している、という2点において社会システムのあり方によって本質的に規制されている<sup>23)</sup>。例えば、ホームレス状態にある者が求職の機会を与えられても、求職方法や求職内容（職種）が暗黙のうちに規制されている。また、社会的に住居が充足された状況下にあってもホームレス状態であることを理由に家主が賃貸契約を結ばないという場合、社会的偏見もしくは保証人がいないことによる家主の社会的リスクの未解決等が弊害となる。このような場合、社会システムの在り方によって、その財の活用が大きく制約されることになる。

センのいう潜在能力は、社会システムの中で財の活用がどのように制約されており、公共性に基づく社会システムがどうあるべきかを批判的に分析する機能を備えていることを意味しているのである。そしてそこには結果のみに評価対象を置くのではなく、「機会」や「プロセス」をも重要視した非帰結主義的思想に立った理論であることが理解される<sup>24)</sup>。よって、潜在能力アプローチの理論に基づけば、例えば、最大多数の一般市民の幸福のために、私的空間を持たないホームレス状態の者たちを公園などの公的空間から一方的に排除することは断固拒絶すべき行為なのである。

さらに、仮にこのような社会的排除による不正や抑圧に虐げられた場合、多くのホームレスはその現実に妥協し、その心理的・身体的・社会的苦痛や人権侵害そのものは公共空間において、顕在化しない可能性がある。よって帰結主義的評価において、これらはその評価指標からも欠落（排除）する恐れがある。この点においてもセンの潜在能力アプローチは「ひとが自らの価値を認める生き方・在り方を実現する」ことを観点にした評価方法が有用である<sup>25)</sup>。

センの理論に従えば、制度、権利などは社会の承認なしでは存在しないし、それらが潜在能力を阻害するようであれば廃止される。逆に潜在能力を向上させる制度が存在しない場合は、政治的もしくは市民的権利の行使により、新制度の創設に働きかけるべく政府に圧力をかける。これにより、ホームレス状態にある者の潜在能力が向上することは生活の質（生き方の幅）を向上させ、ホームレス状態からの脱却、すなわち社会復帰のチャンスを創出することになる<sup>26)</sup>。すなわち、ホームレス状態は「財の欠如としてではなく基本的な潜在能力の『剥奪』(deprivation)として」<sup>27)</sup>捉えるべき問題なのである。

#### IV. ホームレスの自己責任論

##### 1. 個人的責任をどう問うのか

ホームレス問題は自己のみの努力では解決困難な社会的要因が複雑に絡み合った社会問題であることを前提にしながらも、現在も根強い自己責任に焦点を当てたい。

「福祉国家のメイン・システムは、経済社会のさまざまな側面で普遍的に機能する分権的な競争メカニズムである」<sup>28)</sup>。そもそも、競争メカニズムは参加者に自己選択と自己責任に基づく行動を要求する。しかし、実際には自己の選択責任には帰着し得ない要因に大きく影響されることがある<sup>29)</sup>。

例えば、多くの社会的要因を含むホームレス問題は既に自己の責任の範囲を超えているし、スタートラインにおいて社会的排除による不平等が存在している。この時点でホームレス状態にある者は自らのライフ・

チャンスを自律的に追求する権利を賦与されていない。このことが意味するのは現在の日本においては、分権的な競争メカニズムが機能しておらず、グローバルな市場原理による競争メカニズムが独走し、その歪みとしてホームレス問題があるといえる。

このような自己選択に基づく責任を問い得ない要因に発端するリスクに社会的な補償を提供することにより、自律的な再起の機会を提供することが必要となる<sup>30)</sup>。

ジョン・ローマーは責任論について、道徳的責任と答責性に区別し、道徳的責任はどんな場合でも問われるが、個人のコントロールを超える場合には答責性は問われなかったとしている。例えば意識的にホームレス状態にある者が劣悪な環境のもとで病気に罹った場合、病気になってもやむを得ない劣悪な環境にいたことについて非難はあったとしても、社会的な支援は保障されることになる。

既述のとおり、ローマーは「個人に道徳的責任はあるが投責性はないというケースがありうる」<sup>31)</sup>と指摘する。たとえばホームレスとして公園という公共空間を私的に占拠することは道徳的責任があるかもしれない。しかし、突然の会社の倒産やリストラ、身よりもないため保証人が確保できず、住居の確保ができない。家庭の貧困により高校への進学が許されず職業選択に制限が生じている。求人面接にいてもホームレスということが弊害となり採用されない等の制約がある場合など、ホームレス状態にあることや公共空間の占拠などが個人責任のみをもって批判されるものではない。

また、ホームレス状態により食糧の確保ができず、何日も水しか飲んでいない状況において無銭飲食をした場合、この行為自体は理由の如何に係わらず道徳的責任として問われる。しかし、生存権の保障された世界有数の富裕国である日本において、行為のみを捉えた問題にするのではなく、個人のコントロールを超える環境、ここでは無銭飲食をせざるを得ないホームレス状態について何らかの公的介入による補償が正当化されるべきであろう。

では、個人的要因によってホームレス状態になったと判定されれば自立支援の正当性はないのか。この点

について福祉国家に批判的なリパタリアンの大部分も、最小限の社会保障サービスを人道主義的に容認している。「最小限」が具体的にどの程度を指すのか。もし、日本を例にするならば、健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要最低限の社会保障といえるであろう。その基準として、具体的には生活保護基準があげられる。これが意味することは、もし、ホームレスになった理由が何であろうと人間としての存在価値、生命の価値は否定できないということである。

次に、既述に対局した例として、現に支援中の者の支援を打ち切ることについて検討したい。生活保護の給付により、ホームレス状態から脱却した後には多くの人たちに実施されるのは就労指導である。この就労指導の在り方についても多くの課題があるがこれについては別の機会に議論したい。

生活保護受給により居宅生活を継続していく中で、稼働能力の活用の課題がある。経済状況や雇用情勢によって、住居が確保できたからといって、すんなりと雇用が確保できるはずもないことは容易に理解できる。しかし、稼働能力が在り、就労の機会があるにもかかわらず仕事に就こうとしない、または求職活動を全く行わない者たちへ市民からの非難が集中することはリベラルな社会において一般的な意見といえるであろう。このようなケースは生活保護受給後のアフタフォローの問題として少なからず顕在化してくるであろう。

このようなケースに対し、社会的非難が集中すること、稼働能力を活用していないとして保護を廃止することが正当化されることは別の問題として捉える必要がある。すなわち、保護廃止が生み出すのはホームレス状態への逆戻りなのである。このような懲罰的な対応は根本的解決にはなり得ない。

最後に、もし個人責任を問うのなら、その判定基準はどのようなものか。例えば、ホームレス状態になった理由が身を寄せる親族がいなかったからであり、その以前に家主に退居を命じられ、それは家賃滞納していたからであり、その理由は別に借金があり、その支払いに精一杯の収入しかなかったからで、その理由は会社が突然倒産し、失業したからである<sup>32)</sup>場合、この

ようなケースで個人責任をどこまで問うのか。近年では、私的な「不運」、個人的に解決すべき（堪え忍ぶべき）問題とされてきた事柄が公共的な「不正義」と返されるようになってきた<sup>33)</sup>。そもそも、個人責任なのか個人責任を超えるものなのかの判断が錯綜する中で、これらを支援の判断基準に加える正当性を打ち立てることは困難といえる。

## 2. 公共性から排除された「孤独な」ホームレス

公共的空間は開かれているものであり、誰でもアクセス可能なものであるはずである。しかし、ホームレスにとっては物理的には同一空間に存在しながらも、市民社会の敗者とされ、公共性という観点からは排除されている状態にある。これは、多くは労働市場からの排除、経済的な排除と続き、政治的にも排除され、多くの社会的排除を経験する中で孤独の境遇に陥ってしまう。

齋藤は、排除の最も重要で困難な問題として「ある人びとを孤独な境遇に追いやっている」ことをあげている<sup>34)</sup>。たとえば、ホームレス状態にある者への偏見的な捉え方として「好きでやっている」というものがある。しかし、彼らは「一人でいること」を望んでいるのではなく、コミュニティから排除されて「孤独」に堪え忍んでいるのである。この問題は、ホームレス問題を無視する以前に、問題自体の存在を忘れさせることにある。いまやホームレス問題は誰にでも起こりうる問題にも関わらず、それを「ソトの問題」として見えないもの、聞こえないものとしているのである。

マジョリティによって無視され、黙殺されてきた事柄に焦点が当てられるような空間をナンシー・フレイザーは「対抗的な公共圏」とよんでいる<sup>35)</sup>。ここでは、自分の意見に耳が傾けられ、存在が尊重される。さらには、この公共圏の多くは人々の生/生命に配慮する「親密圏」の側面をもっている。よって、自尊、名誉を回復し、蔑視や否認、一方的な保護を跳ね返す力を与えられる。

ホームレス状態にある者は少なくとも自分の住む地域において自分の居場所（存在）が肯定されていなければ、社会の偏見に対抗し、自己主張を行い、異論を



提起することは困難である。しかし、現代社会にホームレス状態の者たちが安住できる居場所はそう多くはない。ホームレスを排除することが正当とされる社会が構築されている。もしくは自主的に孤独を選択しているという間違った認識がホームレス状態にある者たちの孤独の叫びを見えなくしている。

### 3. 自己決定に隠れるもの

自治体によるホームレスへの対応として次のような事例がある。本人が望んだ、自己決定だといっている、旅人病人扱いで交通費としていくらかの金銭を支給し、管轄の区域外に送り出す。また、役所に行けばお金がもらえると各市役所を転々としているホームレスを不届き者として批判する。では、彼らは本当に旅人なのか、確かに移動はしても、それは旅ではない。その多くは移動を余儀なくされたホームレス状態にある者たちではないのか。彼らのニーズを本当に聴き出すインテークをケースワーカーは行ったのか。生活保護により安住の地を手に入れる道があることを説明したのか。自己決定を理由に社会保障の運用上の不備を覆い隠していることはないだろうか。

また、ホームレス自身が「こうなったのはもともと自分の行いが悪いから」と自己責任を主張することがある。しかし、自己責任を主張することと路上生活を望んでいるということは別の議論である。実際には多くのホームレスが仕事を求め、在宅生活を希望し、自立した健康で文化的な生活を望んでいる。にも関わらず路上生活を余儀なくさせられている背景に自己決定では路上生活から脱却できない高い障壁がある。「生活の不安定化、住宅状況や健康の弱化、社会的地位の劣化・低下、さらには家族関係や私的援助、社会的紐帯の切断、そして社会（人間の共同的社会）そのものから脱落という全過程<sup>36)</sup>を内に秘めた社会的排除が存在するを見過ごしてはならない。

### おわりに

小論においては、ホームレスの支援についての公共性を議論してきた。結論としてはホームレス状態が自己選択によるもの、余儀なくされているものに関わら

ず、種々の場面に応じて支援の必要性は確認された。

しかし、筆者に残された今後の課題として「再分配とホームレス支援」というテーマが浮き彫りとなった。この課題について、現時点では以下の3点をあげることができる。①ホームレス自立支援は未来に生産性を持たないものなのだろうか。②ホームレスは支援に値しない対象といえるケースは存在するのか。③ホームレス問題に生産性を持ち込むことに正当性があるのか。これらの論点を明確化していくことは容易なことではない。もしくは明確な基準や根拠を示すこと自体が困難なことであるかもしれない。しかし、そのような状態に置かれている者が存在していることは事実なのである。だからこそ、議論の深まりのないままに一部の公権力によって、不利益を被ることがないように追求していくことが重要といえるのである。

### 【註】

- 1) 塩野谷祐一・鈴村興太郎・後藤玲子編（2004）『公共哲学叢書⑤福祉の公共哲学』東京大学出版会。
- 2) 山脇直司（2004）『公共哲学とは何か』ちくま新書, 19.
- 3) 山脇直司（2004）「第1章社会保障論の公共哲学的考察—その歴史的・現代的展望」塩野谷祐一・鈴村興太郎・後藤玲子編『公共哲学叢書⑤福祉の公共哲学』東京大学出版会, 1.
- 4) Hannah Arendt(1958)The Human Condition : 志水速雄訳（1994）『人間の条件』ちくま学芸文庫, 75-78.
- 5) 山脇直司：前掲書3), 2.
- 6) 齋藤純一（2000）『思考のフロンティア 公共性』岩波書店, 29.
- 7) ユルゲン・ハーバーマス：細谷貞雄・山田正行訳（1994）『第2版 公共性の構造転換—市民社会の一カテゴリーについての探求』未来社, 12-13. 初版は1973年に発行されている。
- 8) ユルゲン・ハーバーマス：前掲書116.
- 9) 山脇直司：前掲書3) 4.

- 10) 齋藤純一 (2002) 『現代日本における公共性の言説をめぐって』 佐々木毅・金泰昌編『公共哲学 3 日本における公と私』 東京大学出版会, 106.
- 11) 山脇直司: 前掲書 3) 5.
- 12) 塩野谷祐一 (2004) 「第 3 章ロールズの正義論と福祉国家」 塩野谷祐一・鈴木興太郎・後藤玲子編『公共哲学叢書⑤福祉の公共哲学』 東京大学出版会, 37.
- 13) John Rawls, A Theory of Justice, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1971; Revised ed., 1999, 3-4 について、塩野谷祐一 (2004) 「第 3 章ロールズの正義論と福祉国家」 塩野谷祐一・鈴木興太郎・後藤玲子編『公共哲学叢書⑤福祉の公共哲学』 東京大学出版会, 38 での邦訳を引用。
- 14) John Rawls, A Theory of Justice, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1971: 矢島釣次監訳 (1979) 『正義論』 紀伊國屋書店, 232.
- 15) 塩野谷祐一: 前掲書 12) 46.
- 16) 塩野谷祐一: 前掲書 12) 46.
- 17) 塩野谷祐一: 前掲書 12) 47.
- 18) 塩野谷祐一: 前掲書 12) 48.
- 19) 塩野谷祐一 (2002) 『公共哲学叢書①経済と倫理－福祉国家の哲学－』 東京大学出版会, 374.
- 20) 鈴木興太郎 (2004) 『第 5 章センの潜在能力アプローチと福祉国家システムの構想』 塩野谷祐一・鈴木興太郎・後藤玲子編『公共哲学叢書⑤福祉の公共哲学』 東京大学出版会, 78-79.
- 21) 鈴木興太郎前掲書 20) 73.
- 22) アマルティア・セン: 大庭健・川本隆史訳 (1989) 『合理的な愚か者 経済学＝倫理的探求』 勁草書房, 253.
- 23) 鈴木興太郎前掲書 20) 78.
- 24) 鈴木興太郎前掲書 20) 86.
- 25) 鈴木興太郎前掲書 20) 86.
- 26) アマルティア・セン: 大石りら訳 (2002) 『貧困の克服－アジア発展の鍵は何か』 集英社, 13-60.
- 27) 齋藤純一: 前掲書 6) 71.
- 28) 鈴木興太郎前掲書 20) 87.
- 29) 鈴木興太郎前掲書 20) 90.
- 30) 鈴木興太郎前掲書 20) 91.
- 31) 長谷川晃 (2004) 「ロナルド・ドゥオーキンの倫理的責任論」 塩野谷祐一・鈴木興太郎・後藤玲子編『公共哲学叢書⑤福祉の公共哲学』 東京大学出版会, 125.
- 32) 小林正弥 (2004) 「補論 1 福祉公共哲学をめぐする方法論的対立－コミュニタリアニズムの観点から－」 塩野谷祐一・鈴木興太郎・後藤玲子編 (2004) 『公共哲学叢書⑤福祉の公共哲学』 東京大学出版会, 281-282.
- 33) 齋藤純一: 前掲書 6) 13.
- 34) 齋藤純一: 前掲書 6) 17.
- 35) 齋藤純一: 前掲書 6) 14.
- 36) 都留民子 (2000) 『フランスの貧困と社会保護－参入最低限所得 (RMI) への途とその経験－』 法律文化社, 64.

